

低炭素建築物に係る技術的審査料金表

※本料金表は2023年4月3日受付物件から適用となります。

1. 一戸建ての住宅

(税込 単位:円)

1-1新規依頼						
所管行政庁が定める依頼区分※1	①			②		
審査の区分※2	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
1戸当たりの料金	37,400	19,800	9,900	39,600	20,900	11,000

(税込 単位:円)

1-2変更依頼 ※3						
所管行政庁が定める依頼区分※1	①			②		
審査の区分※2	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
1戸当たりの料金	19,800	9,900	7,700	20,900	11,000	7,700

※1 所管行政庁が定める依頼区分

- ①:法第54条第1項第1号(外皮の熱損失防止、一次エネルギー消費量及びその他の基準)のいずれか又はすべてを含む技術的審査
- ②:①に合わせ法第54条第1項第2号(基本方針)及び同項第3号(資金計画)のいずれか又はすべてを含む技術的審査

※2 審査の区分

- 区分Ⅰ) 他制度を利用せず本技術的審査を単独で依頼する場合
- 区分Ⅱ) JIOの他制度との同時依頼若しくは、他制度で既に審査又は評価された図書により、本技術的審査に必要な外皮性能が確認できる場合
- 区分Ⅲ) JIOの他制度との同時依頼若しくは、他制度で既に審査又は評価された図書により、本技術的審査に必要な外皮性能及び一次エネルギー消費量性能が確認できる場合

※3 変更依頼

- ・変更依頼に係る物件の直前の適合証をJIOが交付した場合に限ります。
- 他機関が適合証を交付した物件の変更依頼は、新規依頼となります。
- ・変更依頼で審査を伴わない表記事項のみの変更の場合は7700円(税込)となります。

2. 共同住宅等(住棟)及び複合建築物(住宅全体)

併用住宅1住戸は「1.一戸建ての住宅」の料金を適用します。
その他の料金は依頼内容を確認のうえ、お見積りいたします。
詳しくは各審査センターまでお問い合わせください。
※共同住宅等の「住戸のみ」の依頼は廃止となりました。

3. 再交付料金

適合証の再交付料金は、1住戸につき7,700円(税込)となります。

4. その他

書面による依頼の場合、又は電子申請において評価書を書面で交付する場合は、1住戸につき1,650円(税込)を依頼料金に加算します。